

2021年度③

憲 法

(全 3 ページ)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法③

次の問題ⅠまたはⅡのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I

Y市は、Y市美術館の設置及び管理に関する条例（以下、本件条例）に基づき、Y市美術館を設置、管理している。Y市ホームページ及びY市美術館ホームページには、「展覧会を開催していない期間は、展示室をお貸ししています。創作活動を発表する団体や個展などにご利用いただけます。展示室、講堂とも、Y市内・市外、また個人やグループ、団体などを問わざご利用いただくことができます。」と掲載され、利用可能期間の空き状況が常時案内されている。

芸術家Xは、自身の個展を開くため、Y市教育委員会に対して本件条例4条に基づきY市美術館の使用申請を行った。Xは全国的に有名な芸術家であるが、近年は作品を通じてさまざまな社会的な問題提起を行い、政府を痛烈に批判する政治的メッセージを込めた作品を創作することが多くなっている。そのようなXの作品の性格ゆえに、これを快く思わない者も相当数存在し、インターネット上ではXの作品をめぐって、「あまりに政治的で芸術作品に値しない」、「日本人の心を踏みにじるものだ」、「売国奴」といった記事や投稿が多く見受けられた。

Xが上記使用申請をした翌日、Y市美術館で個展を開催しようとしているとの情報を聞きつけた近隣住民Aらは、Xに対する使用不承認を求める運動を直ちに開始した。Aらは主にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、Xのこれまでの主張や作品を画像付きで紹介し、Y市美術館の使用不承認賛同を呼びかける投稿を複数行った。これらの投稿をきっかけにXの個展開催に反対する声がSNS上で拡散し、Xが使用申請した翌日以降、Y市美術館やY市役所にXの個展開催の不承認を求める電話、ファックス、メールが殺到した。中には「個展が開催されればガソリンをもって美術館に参上する」、「爆弾を仕掛ける」といった文面のファックスやメールも含まれていた。

このような事情を受けてY市教育委員会は、XにY市美術館の使用を認めればXの作品に敵対的な者らが美術館だけでなく、Y市役所にも危害を加えるのではないかと考え、Xの使用申請を本件条例6条1号、同3号に該当するとして不承認とした。

上記の事例に含まれる憲法上の問題点につき検討しなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例があれば言及すること。

○資料「Y市美術館の設置及び管理に関する条例」

(目的)

第1条 市民の美術に関する知識及び教養の向上に寄与するため、博物館法（…）第2条第1項に規定する博物館としてY市美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(事業)

第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

1～5 (略)

6 美術館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供に関すること。

(使用の承認)

第4条 施設等を使用しようとする者は、Y市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第6条 教育委員会は、第4条の承認を申請する者による施設等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしない。

1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

2 (略)

3 その他美術館の管理及び運営上支障があると認められるとき。

II

20XX年、国会は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律を廃止すると共に、施行を停止されていた陪審法を改正して、刑事裁判について陪審制を導入した。新しい陪審制度の下では、死刑、無期懲役・禁錮、長期3年以上の有期懲役・禁錮に当たる罪に係る事件が陪審による刑事裁判の対象となっている（但し、被告人は有罪であることを認めている場合には、陪審裁判を辞退できる）。陪審は、有権者の中から無作為で選ばれた陪審員候補者の中から陪審員選任手続（*）を経て選任された陪審員12名からなる。陪審の権限は事実問題の判断であり、裁判官からの詰問を受けて有罪か無罪かの評決を下す（評決には理由は付されない）。この評決は陪審員の全員一致でなされ、裁判官を拘束する。検察官も被告人・弁護人も陪審の評決が誤っているとして控訴することができない。

このような陪審制度の採用が日本国憲法上許されるか否かについて論じなさい。

* 裁判官だけでなく検察官、弁護人も陪審員候補者に対して質問をすることができ、検察官と弁護人は、事件について予断をもつていて疑われる候補者の忌避を申し立てることができる。さらに、検察官と弁護人は、理由を付さずに5人まで候補者を忌避することが認められる。